

特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進
に関する基本方針

令和3年4月
(令和4年6月変更)

北 海 道

本方針は、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号、以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づく方針であり、法第3条第1項の規定による「特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本指針」（令和3年4月6日付け農林水産省告示第508号）に即するとともに、森林法第5条第1項の規定に基づき樹立した全道13の地域森林計画（渡島檜山、後志胆振、胆振東部、日高、石狩空知、上川南部、上川北部、留萌、宗谷、網走西部、網走東部、釧路根室、十勝）に適合して（特定間伐等の実施の促進に係る事項に限る。）、次のとおり定めるものとする。

I 特定間伐等の実施の促進

1 北海道における特定間伐等の実施の促進の目標

(1) 我が国の森林吸収源対策の取組

森林は、国土の保全、水源の涵（かん）養、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止等の多面的な機能を有しており、これらの機能の持続的な発揮を確保する上で、適正な森林整備を推進することが極めて重要である。

国は、これまで、気候変動に関する国際連合枠組条約（以下「気候変動枠組条約」という。）の京都議定書等に基づき、平成20年から平成24年までの第一約束期間及び平成25年から令和2年までの第二約束期間において、森林吸収源（二酸化炭素の吸収源としての森林をいう。以下同じ。）による二酸化炭素の吸収量等を確保するための間伐等の対策を推進してきたところである。

このような中、我が国は、令和3年5月に改正した地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）において2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として位置付けるとともに、令和2年以降の気候変動対策に関する国際的な枠組みであるパリ協定を踏まえ、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、令和3年10月に閣議決定した地球温暖化対策計画において、令和12年度の温室効果ガスの削減目標を平成25年度総排出量比46.0パーセントとし、さらに、50パーセントの高みに向けて挑戦を続けていくこととしており、このうち、平成25年度総排出量比2.7パーセント相当を森林吸収量（森林吸収源による二酸化炭素の吸収量等をいう。以下同じ。）で確保することとしている。このため、国は、令和12年度における2.7パーセントの森林吸収量の確保を図るため、令和3年度から令和12年度までの10年間に於いて、全国で年平均45万ヘクタールの間伐を実施することを目標としている。また、長期的な森林吸収量の確保を図るため、特定植栽の促進をはじめとして、主伐後の確実な再生林を中心とした造林の実施を促進することとしている。

(2) 北海道の森林・林業の状況と課題

北海道の森林面積は、554万haで、北海道の土地面積（北方領土を除く）の71%を占めており、全国の森林面積の22%に相当する広さとなっており、所管別では、国有林が55%と最も多く、次いで私有林等28%、道有林11%、市町村有林6%となっている。

林種別では、天然林が68%と最も多く、次いで人工林27%、無立木地・その他5%となっており、人工林の占める割合が低くなっている。なお、人工林の45%が

45年生（9齢級）以下であり、今後とも下刈りや除伐、間伐等の適切な整備を進めていく必要がある。

そのような中、森林所有者の世代交代等による不在村森林所有者の増加や厳しい経営環境による森林への投資意欲の減退などを背景に、間伐等の手入れの行き届かない森林もあるほか、伐採後に適確な更新が行われない箇所も発生している。

こうしたことから、森林の有する多面的機能の発揮に対する期待に応えていくためには、森林資源の循環利用の確立に向けて、森林施業の集約化や低コスト化の促進を図りながら、適切な間伐や植栽などの森林整備を推進するとともに、地域材の利用拡大や木質バイオマスのエネルギー利用の促進、安全・適切な施業を実施する事業体の育成などの取組を進めていく必要がある。

(3) 特定間伐等の実施の促進の目標

本道における森林・林業の現状と課題を踏まえつつ、パリ協定下の我が国の温室効果ガス削減目標の達成に向けて、引き続き、間伐や主伐後の確実な再造林も含めた造林の実施を促進することとし、地域森林計画の計画量等から、令和3年度から令和12年度までの10カ年間に道内民有林で促進すべき間伐の目標面積を、422千ヘクタール（年平均42千ヘクタール）とする。また、主伐後の確実な再造林も含めた造林の実施を促進する。

2 特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準

(1) 特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準

市町村が設定する特定間伐等促進区域は、地域の森林の現況、森林所有者の森林の所有状況、間伐等の森林施業の実施状況、林道・作業路網等林業生産の基盤の整備状況等を勘案しつつ、以下の考え方で設定するものとする。なお、特定間伐等には特定植栽が含まれることに留意し、(2)の特定植栽促進区域とされた林小班等については、特定間伐等促進区域に含めるものとする。

- ① 間伐を必要とする森林であること。
- ② 伐採跡地等、造林を促進することが適当な森林又は植栽可能な未利用地であること。
- ③ 特定間伐等（作業路網等の施設（法第5条第2項第3号ハの施設をいう。）の設置を含む）を実施することが適当と認められる森林であること。
- ④ 特定間伐等を実施することが適当と認められる区域を幅広く設定すること。

(2) 特定植栽の実施を促進すべき区域（特定植栽促進区域）の基準

特定植栽促進区域は、特定苗木の特性を十分に発揮できるよう、林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道等からの距離や集落からの距離等の社会的条件、特定苗木の供給目標等を勘案し、森林の一体性を踏まえつつ、特定苗木の生育に特に適した森林で、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域を対象とするほか、市町村森林整備計画に定める木材生産機能維持増進森林の区域も勘案して、以下の考え方で指定するものと

する。

- ① 将来にわたり育成単層林を維持するなど、効率的な森林整備を促進することが適当な森林であること
- ② 木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林であること。
- ③ 林道等からの距離や集落からの距離等の社会的条件が良い森林であること。
- ④ 特定苗木の生育に特に適し、且つ、特定苗木の調達が可能範囲に位置した森林で、特定植栽を実施することが適当と認められる森林であること。

特定植栽促進区域については、495千ヘクタールとし、その範囲を別図1に示す。
なお、本区域は、植栽を行う場合に特定苗木による植栽を促進すべき区域であって、伐採を促進すべき区域ではないことに留意するものとする。

3 特定間伐等促進計画の作成に関する事項

市町村が策定する特定間伐等促進計画は、以下の考え方で策定するものとする。

(1) 事業の実施方法等

間伐の実施面積及び材積、造林樹種及び面積、実施時期等の計画事項は、市町村森林整備計画に照らして適当と認められることであることを確認したうえで計画に登載すること。

計画の様式については、別添の様式を参考とすること

(2) 事業実施の確実性

事業実施主体の施業能力、経営状況、資金計画、森林所有者の意向等からみて、事業が確実に実施されると見込まれるものであること。

(3) 目標達成に向けた計画的かつ集中的な事業の実施

特定間伐等の実施の促進の目標達成には、適切な施業が行われていない人工林における間伐の実施、造林未済地の早期の解消に向けた造林等の実施が重要であることから、それらの箇所の実施の促進について十分に配慮すること。

(4) 関係者の合意形成等

地域内の関係者の意見を幅広く計画に反映するとともに、森林・林業に関する専門的かつ高度な知識・技術を有する森林総合監理士（フォレスター）等の助言及び森林組合や造林事業者等の林業事業者等による提案制度等を活用して計画を作成すること。

(5) 特定植栽事業の実施方法等

特定植栽促進区域を含む市町村は、4の（3）の特定植栽事業の実施方法に関する事項を踏まえ、当該市町村の区域内の特定植栽促進区域において植栽すべき特定苗木

の種類、特に実施すべき造林の方法等の特定植栽事業の実施方法等について記載すること。

4 特定間伐等の実施の促進に関する事項

(1) 特定間伐等の実施の促進に向けた援助等

道は、特定間伐等促進計画に基づく特定間伐等の確実かつ効果的な実施に資するよう、国と連携しつつ、市町村、特定間伐等の実施主体又は認定特定植栽事業者等に対し、必要な情報の提供、助言等の支援措置を講ずるものとする。また、道及び市町村は、特定間伐等の実施を促進するため、間伐等を実施する林業事業者等に対し、必要な情報の提供、助言、あっせんその他の援助を行うものとする。

(2) 特定間伐等の実施の促進に寄与する取組

特定間伐等促進計画には、原則として次の事項を配慮事項として定めるものとする。

① 森林経営計画に基づく森林施業の推進

面的なまとまりのある森林の持続的な経営を確保し、森林の有する多面的機能を十分に発揮するため、地域の関係者が連携・協力する体制を構築し、森林経営計画（森林法第11条第1項に規定する森林経営計画をいう。以下同じ。）の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進に努めること。

② 施業の集約化等の推進

森林施業プランナーによる提案型集約化施業や、森林整備に意欲のある者への森林経営の委託などにより施業を集約化し、効率的な森林整備の推進に努めるとともに、施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に努めること。

③ 路網の整備の推進

間伐等の効率的な実施のため、「路網・作業システム整備方針」（平成25年3月作成）を基に、地域の特性を踏まえた林道や林業専用道などの丈夫で簡易な路網の整備の推進に努めること。

④ 間伐等の効率化・低コスト化の推進

傾斜等の自然的条件、事業量のまとまり等地域の実情に応じた効果的な間伐の実施のため、路網の整備状況を踏まえ、高性能林業機械等を活用した低コストで効率的な作業システムの整備、普及及び定着の推進に努めること。

また、植栽本数の低減やコンテナ苗の普及・定着など、造林・保育の低コスト化の推進に努めること。

⑤ 間伐材の利用の推進

間伐材の利用は、資源の有効利用に寄与するとともに、森林所有者等にとっては採算性の向上により森林施業の負担軽減を可能とするものであることから、公共建築物及び公共施設に係る工作物や住宅・民間施設における地域材の利用、木質バイオマスの利用の推進など、幅広い取組を通じて、間伐材の利用の推進に努めること。

⑥人材及び林業事業体の育成の推進

林業就業に意欲を有する若者等を対象とした技能・技術研修等の活用による新規就業者の確保に努めるとともに、路網の整備や高性能林業機械の操作など高度な技術や専門的知識を有する現場技術者や、高い生産性・安全性を確保しながら林内作業ができる技能者の育成、北海道立北の森づくり専門学院における、林業・木材産業の即戦力となり、将来、企業の中核を担う地域に根ざした人材の育成、北海道林業事業体登録制度を活用した、適切な森林施業や労働安全衛生管理に取り組む経営感覚に優れた健全な林業事業体の育成に努めること。

(3) 特定植栽の実施方法に関する事項

①特定植栽の方法

特定植栽の実施に当たっては、供給量の限られる特定苗木を有効に活用することにより森林吸収量の最大化を図っていく観点から、特定苗木の特性及び本道の特定植栽促進区域の自然的社会的条件に応じ、1ヘクタール当たり概ね1,500本程度の低密度植栽に努めることとする。

また、コンテナ苗の活用、伐採と造林の一貫作業の導入、下刈り年数の目安を3年とすることなどにより、造林の低コスト化・省力化に努めるものとする。

②植栽する特定苗木の種類及び調達

本道において指定される特定苗木の種類は、現在のところクリーンラーチに限られているが、植栽する特定苗木の種類及び調達に関する事項の記載に当たっては、特定苗木の調達先、調達本数等を記載することとし、予約生産を図るなど具体的な特定苗木の調達体制を明らかにするとともに、林業種苗法に基づく適正な表示が行われている苗木を調達するものとする。

(4) 特定植栽の実施の促進のための方策に関する事項

道及び市町村は、特定植栽の実施を促進するため、次の事項に配慮するものとする。

①森林経営計画との連携

特定植栽促進区域においては、特定植栽の実施等を含む森林経営計画の作成を促すほか、森林経営計画の認定時や、伐採及び伐採後の造林の届出時において、特定植栽の実施を奨励するなど、森林計画制度も適切に運用しながら、特定植栽を促進すること。

② 森林経営管理制度との連携

市町村は、特定植栽促進区域内の森林所有者に対し、必要に応じて森林経営管理制度に基づく意向調査を実施するなど、特定植栽の実施を含む適切な森林の整備や管理を促進すること。

5 その他（様式）

参考として、市町村が作成する特定間伐等促進計画、特定植栽事業を実施しようとする者が作成する特定植栽事業計画、その他認定申請書等について、別記様式1、1-2、5～7のとおり様式を示す。

II 特定母樹の増殖の実施の促進

1 北海道における特定母樹の増殖の実施の促進の目標

(1) 優れた成長特性を有する種苗の開発状況等

本道の人工林は、引き続き間伐等の適切な整備を進めていく必要がある一方、成熟期を迎えた人工林資源も年々増加しつつあり、人工林面積に占める10齢級（46年生）以上の割合は、平成19年度末時点では20パーセントであったが、令和元年度末には55パーセントとなっている。このような、人工林の高齢級化に伴い森林吸収量が減少傾向で推移している中で、将来にわたり北海道の森林の二酸化炭素の吸収効果の持続及び強化を図るためには、再生林を主とする伐採跡地の適切な更新が不可欠である。特定母樹の増殖は、特定苗木による再生林の基盤であり、長期的な吸収量の確保を図るうえで重要な意義を有するものである。

こうした中、地方独立行政法人北海道立総合研究機構森林研究本部林業試験場（以下「林業試験場」という。）において、優良な特性を有するグイマツ「中標津5号」（母樹）とカラマツ精英樹（花粉樹）を交配することにより、従来造林用カラマツに比べ炭素の吸収固定能力に優れ、これにより材密度が高く材積が大きい「クリーンラーチ」を同機構林産試験場と共同で開発し、平成23年度から植栽を開始したところである。このほか、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター北海道育種場（以下「北海道育種場」という。）と林業試験場において第二世代精英樹の選抜が共同で進められているところである。

(2) 特定母樹について

今後、再生林を主とした人工造林に必要となる特に優良な種苗の確保を図るためには、樹木の有する様々な特性を考慮しつつ、成長に係る特性の特に優れたものとして農林水産大臣が指定した特定母樹のうち、北海道の気候等の条件に適したクリーンラーチの母樹グイマツ「中標津5号」の増殖の実施を促進することとし、特定母樹（グイマツ「中標津5号」）とカラマツ精英樹により構成された採種園の整備を計画的に進める。また、トドマツの特定母樹の増殖について検討するとともに、北海道の気候等の条件に適した特定母樹の追加指定がある場合、これについて関係機関等と協議するなどして、増殖の実施を促進することとする。

(3) 特定母樹の増殖の実施の促進の目標

本道における将来の人工造林面積は、「北海道森林づくり基本計画」（平成29～令和18年度）及び「北海道採種園整備方針」（平成29～令和18年度）並びに北海道の人工林の齢級構成等を踏まえると、令和18年度で年間約12,400ヘクタールとなり、うちカラマツ類は約5,900ヘクタールと見込まれる。

本道においては、将来の人工造林に必要な種苗について、気候や地理的条件及びニーズなどといった地域事情のある樹種を除き、特定母樹から採取する種子によって生産することが可能となるよう、北海道育種場の指導及び協力を得て、林業試験場及び認定特定増殖事業者による取組により、特定母樹の増殖の実施を促進し、特定母樹により構成された採種園を整備し、令和2年度までに計画していた約3,700本の特定母樹（グイマツ「中標津5号」）を増殖したところである。今後は整備した特定母樹の適切な保育・管理を行うとともに、トドマツの特定母樹の増殖について検討することとする。

注）造林用苗木1万本あたりに必要な母樹の本数の目安

	挿し木生産の場合	実生生産の場合
特定母樹（グイマツ「中標津5号」）	3本	23本
カラマツ精英樹	6本	46本

2 北海道における特に優良な種苗を生産する体制の整備に関する事項

(1) 種子の生産に関する事項

本道では、北海道育種場から配布された母樹用の苗木を公営採種園に植栽し、当該採種園から種子を採取して道内の苗木生産業者に配布してきたところである。

特定母樹の増殖については、北海道育種場等が配布する特定母樹を公営採種園及び認定特定増殖事業者により増殖する取組を促進することとしているが、令和2年度までに整備された採種園から採取する特定母樹の種子は、北海道山林種苗協同組合等の関係者と調整を図った上で、道内の苗木生産者に広く配布することとする。なお、道は、林業試験場及び北海道育種場と連携しつつ、更なる優良種苗の確保に向け、育種の促進に努める。

加えて、「材質」や「耐鼠性」といった優れた特性を有するグイマツ雑種F1などをはじめ、地域ニーズのあるカラマツやトドマツ等の育種種子の増産についても推進する。

(2) 苗木の生産に関する事項

本道では、令和元年度末時点で59の苗木生産者が事業を行っており、カラマツやトドマツ等の林業用苗木を約2,150万本生産し、道内の人工林の更新に寄与しているところである。今後、増加が見込まれる伐採後の再造林を適切に行っていくためには、これらの苗木生産事業者の果たす役割は極めて重要である。

このため、森林経営計画に基づく森林施業の推進を通じた計画的な伐採及び伐採後の造林の確保を図るとともに、これまで増殖した特定母樹から採取する種子により生

産される特に優良な種苗を広く普及するため、種苗関係者（国、道、市町村、認定特定増殖事業者、北海道山林種苗協同組合等）間において、将来の種苗の需要等の見通しや特定母樹の増殖の実施の促進状況等に関する情報の共有を図り、特に優良な種苗の生産のために必要な苗畑、温室等の整備を促進していくとともに、造林の実施主体（森林所有者、森林組合、森林整備法人、民間の林業団体等）に対する特定母樹から採取する種子により生産された種苗の普及に努めることとする。

加えて、花粉症対策については道内のスギ森林面積及び植栽量ともにわずかで渡島地域及び檜山地域に限られており、花粉症対策スギ品種の採種園は未造成の状況ではあるものの、花粉発生源対策を推進する観点から、地域関係者や林業試験場と連携し、第一区の少花粉等のスギに関する研究成果等の収集や、道内への試験的な導入を始めたところであり、今後これらの試験結果を踏まえ対応を進めていくこととする。また、「材質」や「耐鼠性」といった優れた特性を有するグイマツ雑種F1の種子や地域ニーズのあるカラマツやトドマツ等の育種種子から生産される苗木など、多様なニーズに応じた優良種苗の生産を推進する。

さらに、単位面積当たりの植栽本数の低減や下刈りの省力化等、造林・保育の低コスト化につながるコンテナ苗について、現在その生産方法の試行や植栽試験等を行っているところであり、これらの経過を踏まえ令和10年度末までに概ね3,000千本を目標に北海道に適したコンテナ苗の生産に取り組むことを目指す。

なお、人工造林にあたっては、適地適木を基本とし、生物多様性の保全、森林所有者の意向等に配慮した苗木が選定されることから、こうしたニーズに適切に対応できる種苗の生産に努めるものとする。

3 特定増殖事業の実施方法に関する事項

(1) 増殖する特定母樹の種類

農林水産大臣が定める特定母樹のうち、本道の気候条件等を勘案し、特定増殖事業において増殖する特定母樹をクリーンラーチの母樹であるグイマツ「中標津5号」とする。なお、採種園造成の場合、花粉樹として9種類以上のカラマツ精英樹を選定するものとする。

また、特定母樹は、北海道育種場等から配布を受け、林業試験場及び認定特定増殖事業者が繁殖するが、特定母樹の生産については適期があることから、その適期に間に合うよう、特定母樹所有者と必要な配布本数や配布時期について調整を行う。

なお、トドマツ等の「中標津5号」以外の特定母樹の増殖についても、必要に応じて検討することとする。

(2) 特定母樹を繁殖する方法

特定母樹を繁殖する方法は、原則として、接ぎ木の手法とする。接ぎ木で繁殖する際は、繁殖後の個体にラベリングするなどにより、繁殖した個体の種類、種類毎の繁殖本数を把握できるよう適切に管理するものとする。また、余分に繁殖した苗木や繁殖に供した育成木の本数管理も行い、特に繁殖に供した育成木は役目が終了したら処分し、記録するものとする。1月から2月の間に、諸害を被ることなく、十分に伸長した一年生

枝から接ぎ穂を採取し、 $-5\sim 0^{\circ}\text{C}$ の温度で接ぎ穂の切り口を乾燥させないように保存するものとする。4月下旬から5月中旬にカラマツもしくはグイマツ雑種F1の台木に接ぎ木を行い、2～4年育成するものとする。

(3) 特定母樹を植栽する土地の条件並びに植栽する母樹の本数、配置及び管理

接ぎ木による繁殖によって増殖した特定母樹を植栽し、採種園として整備する土地は、平坦地又は緩斜地であること、土壌が深く地味が良好であること、水利の便が比較的良いこと、同じ樹種の林分からなるべく隔離されていること、林道等からの距離が短いなどアクセスに優れていること等、植栽する特定母樹の育成・管理に適した場所である必要がある。また、病虫害、獣害、気象害の防除対策が確実に行われる必要がある。

増殖した特定母樹を植栽する土地の面積並びに植栽する母樹の本数及び配置は、植栽する母樹の枝張りの確保、種穂の採取作業の実施等の観点から、以下の基準を目安とし、採種園別、母樹の植栽間隔、母樹の植栽本数、面積等の具体的な内容を記載するとともに、設計図を添付するものとする。

(目安となる基準)

- ・特定母樹「グイマツ中標津5号」と9種類以上のカラマツ精英樹をそれぞれ、1列と2列に列状に植栽するものとする。
- ・カラマツ精英樹は同一のクローンが連続しないようランダムに植栽するものとする。
- ・苗間は4～6m、カラマツの列間を8～12m、グイマツとカラマツの列間を12～18mとし、必要な種子又は山行き苗の数量を勘案して母樹の植栽本数を決定するものとする（植栽木1本当たりの種子採取量21グラム/年（林齢15年）が目安）。
- ・植栽木に十分な光があたるよう林齢20年で200本/ha、林齢30年で100本/haを目安に本数調整伐を実施するものとする。

(4) 特定母樹から採取する種苗の配布

特定増殖事業によって増殖した特定母樹から採取する種子及びこれより生産した苗木の配布先は、道内の種苗関係者や造林の実施主体が広く利用できるよう、「北海道林業用種苗生産流通推進要綱」に準じて取り扱うこととし、北海道林業用種苗需給連絡会議において十分調整を図った上で決定する。

(5) 特定増殖事業の実施時期

特定増殖事業の実施期間は、以下の基準を目安とし、特定母樹の繁殖、特定母樹の植栽及び種穂等の配布（配布のためにする苗木の育成を含む。）の各工程について、適切に実施するために必要かつ十分な期間を設定するものとする。

(目安となる基準)

- ・接ぎ穂の採穂時期 1月～2月
- ・接ぎ木時期 4月下旬～5月中旬
- ・接ぎ木苗の育成期間 2年～4年
- ・植栽時期 4月下旬～5月中旬
- ・クリーンラーチ採種園（※造林用苗木を「挿し木」で生産する場合）

年次	主な作業種
1年目(開始)	台木養成
2年目	接ぎ木(母樹用苗木)
～4年目	増殖・育成期間
5年目	採種園造成・植栽
15年目	採種開始、種子配布
16年目	播種
17年目	挿し木(造林用苗木)
18年目	苗木配布

4 特定増殖事業の実施の促進のための方策に関する事項

(1) 特定母樹の増殖の実施の促進に向けた援助等

道は、特定増殖事業計画に基づく特定母樹の増殖の確実かつ効果的な実施に資するよう、特定母樹を開発し、所有している林業試験場及び北海道育種場と連携しつつ、認定特定増殖事業者に対し、必要な情報の提供、助言等の支援措置を講ずるとともに、林業・木材産業改善資金の貸付を行うものとする。また、特定増殖事業の実施を促進するため、苗木の生産事業者等に対し、必要な情報の提供、助言、あつせんその他の援助を行うものとする。

(貸付相談窓口)

- ・北海道水産林務部林務局林業木材課

(2) 認定特定増殖事業者に対する支援

道は、特定増殖事業計画に基づく特定母樹の増殖の確実かつ効果的な実施に資するよう、北海道育種場等の特定母樹所有者に、特定増殖事業に必要な特定母樹の配布要請を行うとともに、国、北海道育種場、林業試験場等と連携しつつ、認定特定増殖事業者に対し、必要な情報の提供、助言等の支援措置を講ずるものとする。

(3) 多様なニーズに応じた優良種苗等の確保の推進

道では、地球温暖化防止への貢献など森林の多面的な機能を持続的に発揮させていくため、「材質」や「耐鼠性」といった優れた特性を有するグイマツ雑種F1などの地域ニーズのある育種された種子の増産を加速し、北海道全体の育種種苗の普及率を向上させる総合的な底上げ対策を進めることとする。

このため、民間活力の積極的な活用による特定母樹の増殖とともに、多様なニーズに応じた優良種苗の安定的な生産・供給の基盤となる公営採種園の整備も進めていく必要がある。

5 その他(様式)

参考として、特定増殖事業を実施しようとする者が作成する特定増殖事業計画、その認定申請書等について、別記様式2～4のとおり様式及び記載例を示す。

特定間伐等促進計画

北海道 郡 町

○年○月

(変更：○年○月)

1 特定間伐等促進計画の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた北海道の基本方針や本市（町村）の間伐の実施状況を勘案して、令和3年度から令和12年度までの10年間で〇〇〇〇ha（年平均〇〇〇ha）の間伐を行うことを、目標とする。また、主伐後の確実な再生林を中心とした造林の実施を促進する。

2 特定間伐等促進計画の区域

道の基本方針に定められた、特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準に従い本市（町村）の森林の特定間伐等促進計画の区域の範囲を別図のとおりとする。

注1）国土地理院1/50,000地勢図相当又は1/5,000森林計画図の図面に図示する。

注2）特定間伐等促進計画の区域としては、特定間伐等の事業を実施する区域だけではなく、基本方針において示された考え方に即して、特定間伐等を実施することが適当と認められる区域を幅広く設定することとし、地形図等を用いて当該区域の概略を示す。

この際、人工林を厳密に捨てる必要はなく、介在的な天然林を含め、間伐及び造林が必要な範囲を面的に区域設定する。

3 特定間伐等の実施計画

(1) 間伐・造林に関する事項

(2) その他間伐及び造林に関する事項

(3) 作業路網に関する事項

(4) その他施設に関する事項

別紙のとおり

※ 枚数が多くなる場合は、別紙としても可。

(5) 事業実施箇所

（国土地理院1/50,000）地勢図相当の図面又は1/5,000森林計画図に図示）

- ・ 特定間伐等促進計画の区域を図示（緑で囲む）した上で
- ・ 事業実施箇所を図示（間伐…茶色、造林…赤色、作業路網等…青色など）
- ・ 対図番号又は林小班名を表示（注：困難な場合は省略可）

4 特定間伐等の実施計画の実績

- (1) 間伐・造林
- (2) その他間伐及び造林
- (3) 作業路網
- (4) その他施設

別紙のとおり

※ 枚数が多くなる場合は、別紙としても可。

5 特定植栽促進区域

都道府県の基本方針に定められた特定植栽促進区域のうち、本町（市・村）における特定植栽促進区域の範囲は別図のとおりとする。
注）2の図面に併せて図示すること。

6 特定植栽事業の実施方法

- (1) 植栽すべき特定苗木の種類

(2) 特に実施すべき造林の方法等の特定植栽事業の実施方法に関すること。

7 特定植栽事業の実施の促進のための方策

- (1) 現地検討会の開催等による特定植栽事業に関する技術の普及に関すること。

(2) 集落説明会の開催等の特定植栽事業の情報提供に関すること。

8 森林経営計画等に基づく森林施業、森林施業の共同化等の推進

(1) 森林経営計画の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進並びに提案型施業の実施の推進に関する事。

(2) 施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に関する事。

9 路網の整備の推進、間伐等の効率化、低コスト化の推進

(1) 路網の整備の推進に関する事。

(2) 高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備、普及及び定着に関する事。

(3) コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化の推進に関する事。

10 間伐材の利用の推進

(1) 間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成の構築の推進に関する事。

(2) 長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築の推進に関する事。

11 人材の育成・確保等

(1) 間伐や路網作設等を適切に行える現場技術者等及び林業事業体の育成確保に関する事。

(2) 林業事業体に対する経営手法・技術の普及指導等に関する事。

(2)その他間伐及び造林に関する事項

事業実施主体	事業実施 年度	内 容	交付金 希望	備 考

※普及活動等ソフト的取組に関する事項を記載する。

(3)作業路網に関する事項

期 別	開 設				改 良	
	林 道	林業専用道	林業専用道(規格相当)	森林作業道	幹 線	そ の 他
前期 ○○年 ○月～○○年 ○月						
後期 ○○年 ○月～○○年 ○月						

■前期計画

事業実施 主体	事業実施 年度	路網起点		路網終点		路 線 名	路網整備の内容			対図 番号	交付金 希望	備 考
		林班又は 字名	小班又は 字名	林班又は 字名	小班又は 字名		開設延長 (m)	改良延長 (m)	幅員 (m)			

■後期計画

事業実施 主体	事業実施 年度	路網起点		路網終点		路線名	路網整備の内容			対図 番号	交付金 希望	備 考
		林班又は 字名	小班又は 字名	林班又は 字名	小班又は 字名		開設延長 (m)	改良延長 (m)	幅員 (m)			

※作業路網の区分を備考欄に記載する。

(2) その他間伐及び造林

事業実施主体	事業実施 年度	内 容	備 考

※普及活動等ソフト的取組に関する事項を記載する。

(3) 作業路網

(ア) 年度別集計

実施年度	開 設				改 良	
	林 道	林業専用道	林業専用道(規格相当)	森林作業道	幹 線	その他
2021						
2022						
2023						
2024						
2025						
2026						
2027						
2028						
2029						
2030						

(イ) 箇所別実績

事業実施 主体	事業 実施 年度	路網起点		路網終点		路 線 名	路網整備の内容			備 考
		林班又は 字名	小班又は 字名	林班又は 字名	小班又は 字名		開設延長 (m)	改良延長 (m)	幅員(m)	

※作業路網の区分を備考欄に記載する。

特定植栽事業計画

氏名 { 法人にあつては名称
及び代表者の氏名 }
○年○月○日

1 特定植栽事業の目標

2 特定植栽事業の内容及び実施期間

(1) 特定苗木の種類及び調達に関する事項

3 特定植栽事業を実施するために必要な資金額及びその調達方法

機械・事業等の種類	予定年度	資金調達先別金額(千円)				
		自己資金	林業・木材産業改善資金	その他 借入金	その他 (補助金等)	合計
	合計					

4 その他

(1) 特定植栽等に係る森林の権原を取得していることを証する書類

(注) 自己が所有する森林以外で計画を作成する場合は、当該森林について権原を有していることを証する書類を添付すること(同意書、契約書等)

(2) 造林事業に関する実績

(注) 直近3カ年程度の造林事業の実績を記載すること。

(別記様式 2)

特定増殖事業計画

氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)
年 月 日

1 特定増殖事業の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた本道の基本方針においては、特定母樹の採種源の整備を行うことが目標に掲げられており、道内の特定母樹により構成された採種園における整備の規模は、クリーンラーチ採種園を構成する特定母樹の本数3,700本となっている。

このため、本特定増殖事業において、特定母樹合計〇〇本のクリーンラーチ採種園の整備を行うことを目標とする。

2 特定増殖事業の実施計画

(1) 増殖する特定母樹の種類、特定母樹を繁殖する方法	樹種	母樹	▲▲▲ (例: グイマツ)									
		カラマツ精英樹	■ ■ ■ (例: カラマツ)									
	種類数	母樹	1 種類									
		カラマツ精英樹	◆ 種類 (例: 9 種類)									
種類名	母樹	特定 ◆ 号										
	カラマツ精英樹	● ◆ 号	■ ◆ 号	● ▼ 号	▼ ◆ 号	▲ ◆ 号	● ▲ 号	▲ ◆ 号	● ■ 号	■ ◆ 号		
繁殖に使用する種穂又は苗木別の本数	穂木	母樹	◆ 本									
		カラマツ精英樹	● 本	■ 本	▲ 本	▼ 本	■ 本	● 本	◆ 本	▲ 本	● 本	
	苗木	母樹	◆ 本									
		カラマツ精英樹	■ 本	◆ 本	▲ 本	▼ 本	● 本	◆ 本	■ 本	◆ 本	▲ 本	
入手先		(国研) 森林研究・整備機構 森林総合研究所 林木育種センター 北海道育種場										
繁殖の方法別の繁殖予定数量	接ぎ木	母樹	◆ 本									
		カラマツ精英樹	■ 本	◆ 本	▲ 本	▼ 本	■ 本	● 本	▼ 本	■ 本	▲ 本	
	その他	母樹	▲ 本 (例: 組織培養)									
		カラマツ精英樹	◆ 本	▲ 本	● 本	▼ 本	■ 本	◆ 本	● 本	▲ 本	◆ 本	

繁殖するための施設等	接ぎ木	母樹	(例：苗畑、温室等)								
		カラマツ精英樹	(例：苗畑)	(例：苗畑)	(例：苗畑)	(例：苗畑)	(例：苗畑)	(例：苗畑)	(例：苗畑)	(例：苗畑)	(例：苗畑)
	その他	母樹	(例：培養室)								
		カラマツ精英樹									
(2) 北海道育種場から配布を受ける種苗	母樹	△本									
	カラマツ精英樹	□本	○本	△本	◇本	▽本	△本	□本	○本	△本	
(3) 母樹を植栽する採種園の所在地		▲▲市町村▼▼字(大字)◆◆地番									
(4) 母樹を植栽する採種園の面積		◆ha									
(5) 採種園に植栽する母樹の本数	母樹	▲本									
	カラマツ精英樹	◆本	▲本	●本	▼本	■本	◆本	●本	▲本	◆本	

※1：特定母樹の樹種毎に作成する。

※2：(1)については、増殖する特定母樹の種類毎に、特定母樹を繁殖する方法を記載する。

※3：(3)については、母樹を鉢等で管理する場合は、管理する所在地を記載する。

(6) 植栽する母樹の配置に関する計画（※採種園別、植栽間隔、植栽本数、面積等の具体的内容を記載するとともに、設計図を添付する。）

(クリーンラーチを造成する場合の記載例)

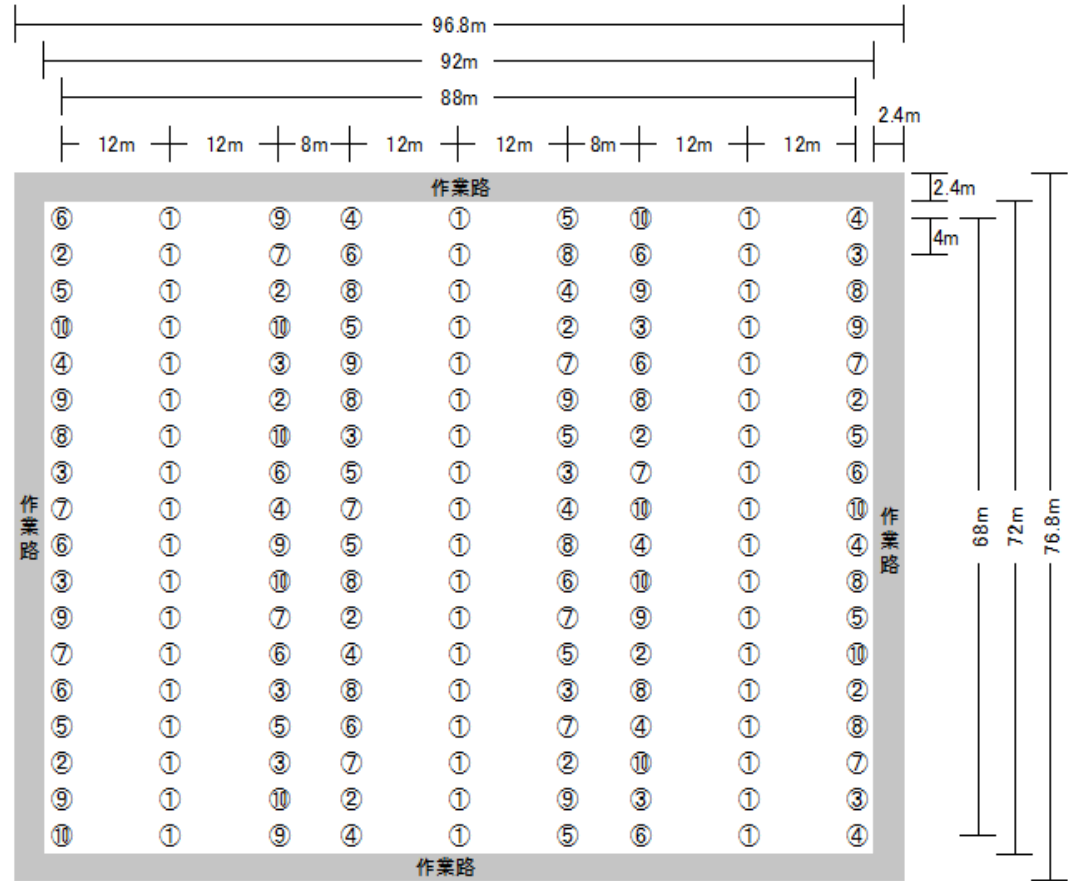
- ・特定母樹（中標津5号）を1列の列状配置、カラマツ精英樹9種類を2列の単木混交配置による雑種採種園を造成。
- ・特定母樹（中標津5号）の列状配置とカラマツ精英樹の単木混交配置を1.2m間隔で交互に配置。
- ・特定母樹（中標津5号）の植栽間隔は4m。
- ・カラマツ精英樹単木混交配置内は、列間8m、苗間4m。
- ・特定母樹の植栽本数54本、カラマツ精英樹108本、合計162本。
- ・面積計6,624㎡
- ・母樹の配置は、下記設計図のとおり。

【クリーンラーチ（特定母樹（中標津5号）採種園設計図】

○植栽する特定母樹及びカラマツ精英樹

区分	クローン名	配置番号	植栽本数(本)	計	合計
特定母樹	中標津5号	①	54		
カラマツ精英樹	○○○△号	②	12		
カラマツ精英樹	△△△□号	③	12		
カラマツ精英樹	□□□○号	④	12		
カラマツ精英樹	◎◎◎▽号	⑤	12		
カラマツ精英樹	△△△◇号	⑥	12		
カラマツ精英樹	◇◇◇◎号	⑦	12		
カラマツ精英樹	●●●▲号	⑧	12		
カラマツ精英樹	▲▲▲■号	⑨	12		
カラマツ精英樹	■●●●号	⑩	12		

○植栽木の配置図及び採種園全体の設計図



*特定母樹「中標津5号」の列状配置とカラマツ精英樹の単木混交配置の間、中央1.8mを作業路として管理。

(7) 植栽する母樹の管理に関する計画

植栽する母樹の管理に関する具体的な内容を記載する。

(母樹の植栽、育成、樹形誘導、着花促進、種子採取、整枝剪定等の具体的な作業種等)

3 母樹を植栽する土地の状況（法第9条第2項第3号に規定する場合に記入）

※伐採する森林の所在場所は、林小班まで、伐採する森林毎に記載する。

特定増殖事業者と森林所有者等が異なる場合は、当該森林の使用についての森林所有者の同意書等を添付するものとする。

伐採する森林の所在場所	〇〇市町村（郡）〇〇字（大字）〇〇地番 〇〇林班 〇〇小班
森林所有者等の氏名（法人にあつては名称及び代表者）・住所	
伐採面積	
伐採樹種	
伐採齢	
伐採の期間	

4 増殖特定母樹から採取する種穂及び育成する特定苗木の配布の計画

配布する種苗の種類	配布予定時期	種子の精選の有無	配布予定先	配布予定数量（本）
種子			北海道林業用種苗需給調整連絡会議における調整を経て決定する	
苗木		-	北海道林業用種苗需給調整連絡会議における調整を経て決定する	

※苗木を育成する場合は以下も記載する。

苗木の育成の場所	〇〇市町村（郡）〇〇字（大字）〇〇地番
苗畑面積等	

6 特定増殖事業の実施するのに必要な資金額及びその調達方法（※特定増殖事業で必要となる施設・作業種等の種類毎に記載する）

施設・作業 種等の種類	予定年度	資金調達先別金額（千円）				
		自己資金	林業・木材産業改善資金	その他借入金	その他（補助金等）	合計

(別記様式3)

特定増殖事業計画認定申請書

年 月 日

北海道知事 様

(申請者)

住所 [法人にあつては名称
氏名 [及び代表者の氏名]]

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第9条第1項の規定に基づき、別添の特定増殖事業計画の認定を申請します。

(別記様式4)

特定増殖事業計画変更認定申請書

年 月 日

北海道知事 様

(申請者)

住所 [法人にあつては名称]
氏名 [及び代表者の氏名]

年 月 日付けで認定を受けた特定増殖事業計画について、下記のとおり変更したく、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第10条第1項の規定に基づき申請します。

記

1. 変更内容

2. 変更理由

(注) 認定特定増殖事業計画書より変更部分を転写し、朱書訂正したものを添付すること。

(別記様式5)

特定植栽事業計画認定申請書

年 月 日

北海道知事 様

(申請者)

住所 [法人にあつて名称氏名]
氏名 [及び代表者の氏名]

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第14条第1項の規定に基づき、
別添の特定植栽事業計画の認定を申請します。

(別記様式6)

特定植栽事業計画変更認定申請書

年 月 日

北海道知事 様

(申請者)

住所 [法人にあつて名称氏名]
氏名 [及び代表者の氏名]

年 月 日付けで認定を受けた特定植栽事業計画について、下記のとおり変更したく、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第15条第1項の規定に基づき申請します。

記

1. 変更内容

2. 変更理由

(注) 認定特定植栽事業計画書より変更部分を転写し、朱書訂正したものを添付すること。

(別記様式7)

伐採及び伐採後の植栽に係る森林の状況報告書

年 月 日

市町村長 様

住所

報告者 氏名 (法人にあつては名称 及び
代表者の氏名)

年 月 日付けで認定を受けた特定植栽事業計画に係る森林について、次のとおり伐採及び伐採後の植栽を実施したので、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第17条第2項の規定により報告します。

1. 森林の所在場所

市	町			
郡	村	大字	字	地番

2. 伐採の実施状況

伐採面積				ha
伐採方法	皆伐・択伐	伐採率	%	
伐採樹種				
伐採の期間				
集材方法	集材路・架線・その他 ()			
集材路の幅員・延長	幅員	m	延長	m

3. 伐採後の植栽の実施状況

植栽の期間	植栽樹種	樹種別の植栽面積	樹種別の植栽本数	鳥獣害対策

注意事項

1. 森林の所在場所ごとに記載すること。
2. 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
3. 伐採方法欄には、皆伐又は択伐の別を記載し、伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。